

再生硬質塩化ビニル管・継ぎ手

①評価対象資材

廃棄された硬質塩化ビニル管・継手を再生資源として含有した塩化ビニル管・継ぎ手及びますとし、以下の6種類を対象とする。

「無圧排水用途の硬質塩化ビニル管」

「建物排水用リサイクル発泡三層硬質塩化ビニル管」

「下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管」

「下水道用リサイクル硬質塩化ビニル管継ぎ手」

「下水道用リサイクル硬質塩化ビニル製ます」

「硬質塩化ビニル管」

②品質・性能

以下のいずれかの基準に適合していること。

「排水用リサイクル硬質塩化ビニル管（REP）AS58」

「下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管（RS-VU）AS62」

（以上、塩化ビニル管・継手協会）

「下水道用硬質塩化ビニル管（JSWAS K-1）」

「下水道用硬質塩化ビニル製ます（JSWAS K-7）」

「下水道用リブ付硬質塩化ビニル管（JSWAS K-13）」

（以上、社団法人日本下水道協会）

「硬質ポリ塩化ビニル管（JIS K 6741）」

「リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管（JIS K 9797）」

「リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管（JIS K 9798）」

③再生資源の含有率

再生硬質塩化ビニルを、製品の重量比で30%以上含有していること。

ただし、再生資源の供給不足や環境負荷低減に寄与する等の合理的な理由が明確に示される場合には、この限りではない。

④環境に対する安全性

- a. 原料として特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。
- b. 再生硬質塩化ビニル以外の再生資源を用いる場合は、製品または原料（再生資源）が、環境基本法第16条第1項による「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号）の基準に適合していること。

⑤品質管理

安定した品質が確保できる設備・組織、社内規格、材料の供給体制、品質管理推進責任者等を備えた工場において製造された製品であること。

⑥環境負荷

- a. 再生資源を含有しない製品を使用した場合に比べ、環境負荷低減効果があること。
- b. 再生資源を含有しない製品を使用した場合に比べ、別表1に示す項目について環境負荷が増大しないこと。

別表1 環境負荷増大が懸念される項目

環境負荷の増大が懸念される項目	<p>ア. 製造段階で新材からの製造に比べ、エネルギー消費量の増大、地球温暖化物質の増加、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出など環境負荷が増大しないか。</p> <p>イ. 新材に比べ運搬距離が著しく長くなり、エネルギー、地球温暖化物質などによる環境負荷が増大しないか。</p> <p>ウ. 施工時及び使用時に有害物質が溶出したり粉塵などとして排出される可能性はないか。</p> <p>エ. 廃棄時に新材からの製品に比べ処理困難物とならないか。埋め立てなどにより生態系の破壊を引き起こさないか。</p> <p>オ. 再リサイクルは可能か。再リサイクルへの取り組みは実施しているか。</p> <p>カ. 再リサイクルの段階において著しく環境負荷が増大しないか。</p>
-----------------	---